

2024年7月9日

苫小牧市長
岩倉 博文 様

苫小牧港の軍港化阻止実行委員会
戦争法廃止！苫小牧実行委員会

実行委員長 横山 傑

【公印省略】

「日独西共同訓練」「日独共同訓練」「米ミサイル駆逐艦ラファエルペラルタ寄港」に当たり市民の安全と生活を守るための要請書

貴職が日頃苫小牧市民の安全と福祉の増進、地域経済の発展をめざして取り組んでいることに敬意を表します。

さて、7月19日(金)から7月20日(土)にかけて「日独西共同訓練」、7月22日(月)から7月25日(木)にかけて、「日独共同訓練」が実施されることが6月25日(火)に航空自衛隊より発表されました。実施場所についてはそれぞれ航空自衛隊千歳基地及び同周辺空域とされており、騒音などの被害が当市にも及ぶことが十分に懸念されます。

また、7月12日(金)から13日(土)には、「補給や乗組員の休養」のためとして、米海軍のミサイル駆逐艦「ラファエル ペラルタ」の苫小牧港への寄港及び岸壁の使用が計画されていることが北海道新聞6月29日付記事で報道されています。たとえ同艦が核兵器を搭載している可能性が少ないとしても、「苫小牧市非核平和都市条例」は恒久平和と核兵器のない平和の実現に向け努力することを謳っており、苫小牧市の港湾施設が当たり前のように頻繁に軍事利用されることは、それが母港化に直接つながるものではないとしても決して好ましいことではありません。

すでに、日常的に航空自衛機の市上空通過が頻繁に繰り返され、飛行高度も明らかに低くなってきていることが多くの市民に懸念を抱かせています。今後、こうした事態と軍艦の入港や訓練が当たり前のことになってしまえば、条例の規定が空洞化され有名無実となっていくことを私たちは懸念しています。たしかに港湾法の規定からは市として入港すること自体を拒否することは難しいでしょうし、航空自衛隊機や米軍機の上空通過に対してもできることは少ないかもしれません。しかし、こうした事態に対して自治体としても懸念を表明し続けることが大切だと私たちは考えます。

ロシアによるウクライナ侵略により喚起された国民の不安を悪用するかのように、軍事費の倍増などの軍拡政策が改憲推進の立場に立つ岸田政権により、国会での慎重な審議も国民への丁寧な説明も行わないまま恣意的に進められています。「自由で開かれたインド太平洋」などの名目で、「自衛」の範囲を恣意的に拡大することを私たちの憲法は認めていないはずで、歴代内閣と内閣法制局が一貫して否定してきた「集団的自衛権」が、一内閣により立憲主義が要請する民主的な手続きを無視して恣意的な判断で認められていいはずはありません。また、安全保障条約を結んでもいない他国軍と日本国内で共同訓練を行うことは、その「集団的自衛権」の範囲すら大きく超えているのではないのでしょうか。加えて、米軍に対して「航空法」などの国内法を適用除外としていることも、他国には見られない異常な「主権」の放棄であり、早急に是正されるべきです。

戦争の惨禍を二度と繰り返さないためにも、今私たちには、国の政策に盲目に追随するのではなく、批判的にそれを検証していく姿勢が求められているのではないのでしょうか。

以上の趣旨から、貴職に対し下記の項目を要請しますので、ご多用の中お手数をおかけしますが、速やかにご回答下さるようお願いいたします。

以上

記

1. 「戦闘機戦闘訓練」と「空対地射爆撃訓練」の実施に当たり、米軍機の苫小牧上空の飛行予定を明らかにさせることを防衛施設局に求め、市街地上空の飛行及び低空飛行と深夜・早朝の飛行を行わせないように申し入れ、その内容をすみやかに苫小牧市民に公表してください。
2. 米軍との訓練に関連し事故等が発生した場合や騒音等の被害が発生した場合、直ちに市民に公表し、対策・対応を速やかに行ってください。
3. 「非核平和都市条例」を有する苫小牧市の東西の港は商業港であり、軍事利用は望ましいことではないということを、市長は市民を代表する立場として機会を捉え表明してください。
4. 岸壁の利用調整について米艦船を優先して行うことはないことを明示してください。
5. 米艦船が入港する場合は、安全の確保に可能な限り努めるよう関係機関に要請するとともに、関連する情報を可能な限り市民に適切な形で提供してください。